

日本の特許訴訟議論は大丈夫か

バランスのとれた紛争解決サービスの考え方



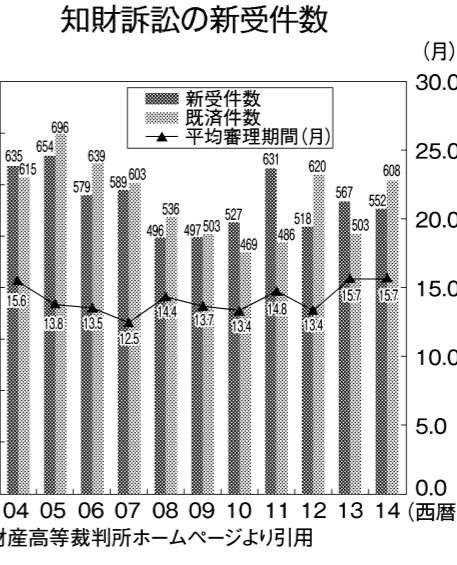
内田・鮫島法律事務所
弁護士／弁理士

鮫島 正洋

さめじま・まさひろ 1985年
藤倉電線(現フジクラ)入社。
在籍中に弁理士合格。92年日本
IBM知財部門に移り、96年に
弁護士に。2004年内田・鮫島法
律事務所開設。小説『下町ロケ
ット』に登場した弁護士のモデ
ルでもある。

わが国において提起されている知的財産関連の訴訟の数は毎年500~600件である(図)。このうち、特許訴訟の数は4割程度といわれているので、日本では毎年200~250件程度の特許訴訟が提起されていることになる。ここではこの日本の特許訴訟をスポットをあて、多面的な観点から特許権の有効な活用について考えてみたい。

「勝訴率25%」のトリック



毎年200~250件の特許訴訟件数も約2000件程度と推測される。これらの国々に比べて日本の国内総生産(GDP)規模が半分以下であることを利用して、内閣官房に設置されている知的財産戦略推進事務局で財産を勘案して

多いと感じる方は少數派である。実際米国の特許訴訟件数は毎年500件程度、中国での特

件数は桁違いに少ないと言

べきである。

この点に関し、内閣官

は、特許訴訟における特

許権者勝率が欧米各国

では30~40%であるのに

対し、日本では約25%

といっている。

しかし、「勝訴率25%

」という数字には

トリックがある。日本において訴訟の終了原因は、判決のほ

か和解による終了

訴訟」という前提となつ

ていて、和解終了した案

は別に、和解終了した案

が全体の4割近く存

するという。

そのうちの3分の2に

は、特許権者が実質

訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

そもそもある国での裁判

制度を利用するかどうか

を判断する上で、勝訴率

が40%を超えるとい

う実態からすると、單なる

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が全体の4割近く存

するという。

そのうちの3分の2に

は、特許権者が実質

訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆一氏はこの点について

踏み込んだ講演を行った

(東京理科大学IPフォ

ーラム2015)。設楽

氏によると、2011年

から13年までのデータを

集計した結果、日本の特

許訴訟の特許権者勝率

を判断のみから集計する

と26%となるが、これと

は別に、和解終了した案

が唯のアカウントであ

るとも思えない。企業に

とって特許訴訟が特許侵

害による損害を回復する

印象論にすぎないと

うことになりうる。

隆